

「防火区画」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
20061	防火区画	面積区画	防火区画は、火災の拡大を抑止する等のため、「建築物の用途、構造、階数等に応じた床面積による区画」、「階段室等の堅穴部分の区画」、「建築物の部分で用途が異なる場合の当該境界での区画」等について規定されている。	「令112条」の「防火区画」には、①面積区画(1項、4項、5項)、②高層区画(7～10項)、③堅穴区画(11～15項)、④異種用途区画(18項)の4種類がある。 ①② → 床面積による区画 通称は「防火区画」ではなく、区画の名前は出てこない。	○
23084	防火区画	面積区画	防火区画における床及び壁は、耐火構造、準耐火構造又は防火構造としなければならない。	「令112条」の「防火区画」には、①面積区画、②高層区画、③堅穴区画、④異種用途区画の4種類がある。区画によって、床及び壁に要求される構造(耐火構造・準耐火構造)が異なるが「防火構造としなければならない」という規定は無い。尚、防火構造に要求される「防火性能」は、建物周囲において発生する火災を対象としているため、防火区画の規定には関係がない。(この問題は、コード「20062」の類似問題です。)	×
05014	防火区画	特定防火設備	防火戸であって、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものは、「特定防火設備」である。	「令112条1項」のカッコ書きより「特定防火設備とは、令109条に規定する防火設備のうち、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして、①大臣構造のもの、②大臣認定を受けたもののうちのどちらかに該当するものをいう」とわかる。よって正しい。(この問題は、コード「18011」「25014」「02012」の類似問題です。)	○
22082	防火区画	面積区画緩和(スプリンクラー緩和)	特定主要構造部を耐火構造とした建築物で、自動式のスプリンクラー設備を設けたものについては、床面積の合計に応じて区画すべき防火区画の規定が緩和される。	「令112条」に「防火区画における面積区画」についてについて載っており、その「1項」にカッコ書きで「スプリンクラー設備等で自動式のもの」を設けた場合、床面積の1/2を除く。(区画面積を2倍にしてよい)とわかる。例えば自動式のスプリンクラー設備を設けた「500㎡区画」の場合には、「500㎡×2=1,000㎡」ごとに区画すればすむ。(通称:スプリンクラー緩和)。また、「以下この条について同じ」とあるため、「令112条全体」(防火区画制限すべて)において、この「スプリンクラー緩和」は適用される。 131) 3つの売場 1,000㎡ 1,000㎡ 700㎡ A : B : C Bにスプリンクラー 1,000/2 = 500㎡ < (A+B) と C A, B, C にスプリンクラー 2,700/2 = 1,350㎡ → 区画不要。	○
01061	防火区画	高層区画(100㎡区画)	地上15階建ての事務所の15階部分で、当該階の床面積の合計が300㎡のものは、原則として、床面積の合計100㎡以内ごとに防火区画しなければならない。	「令112条7項」に「高層区画」について載っており、「11階以上の部分」でその階の床面積の合計が100㎡を超える場合、床面積100㎡以内ごとに耐火構造の床・壁・所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「28061」の類似問題です。)	○
04063	防火区画	高層区画(準不燃緩和)	地上15階建ての事務所の12階部分で、執務室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でし、かつ、その下地を難燃材料で造ったものは、床面積の合計200㎡以内ごとに防火区画しなければならない。	「令112条7項」に「高層区画」について載っており、その次にある「8項」、「9項」に「内装による緩和措置」の規定がある。「令112条8項」より、「仕上げ・下地共に準不燃材料とした場合、床面積の合計200㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる(通称:準不燃200㎡緩和)。問題文は「難燃材料」とあり、緩和規定は適用されないため、床面積100㎡以内ごとに防火区画しなければならない。よって誤り。 100㎡ → 200㎡ 区画とすべきで過る... 条文には、300㎡ ではない。	×
30061	防火区画	堅穴区画	主要構造部を準耐火構造とした延べ面積800㎡、地上4階建ての事務所であって、3階以上の階に居室を有するものの昇降機の昇降路の部分については、原則として、当該部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。	「令112条11項」より、「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物における階段等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造以上の壁・床・所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。 堅穴区画 準耐火 防火設備	○
03074	防火区画	堅穴区画	延べ面積1,500㎡、地上3階建ての物品販売業を営む店舗(主要構造部を耐火構造とした耐火建築物)において、避難階である1階からその直上階のみに通ずる吹抜けについて、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造った場合、吹抜けとなっている部分以外の部分との防火区画を行わなかった。	「令112条11項」に「堅穴区画」について載っており、その「ただし書き」より、「避難階からその直上階又は直下階のみに通ずる吹抜けについて、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造った場合は、堅穴区画の適用除外となる。」とわかる。また、問題文は「延べ面積1,500㎡の耐火建築物」であるため、面積区画の必要はない。よって、防火区画を行う必要はない。 OK { } OK	○
06064	防火区画	堅穴区画	避難階が地上1階であり、地下1階から地上2階の各階に居室を有する事務所の用途に供する建築物で、主要構造部を耐火構造としたものにおいては、地下1階から地上2階に通ずる階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」について載っており、「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物におけるメゾネット部分、吹抜け・階段・昇降路・ダクトスペース等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造の壁・床又は所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の「地下1階から地上2階に通ずる階段の部分とその他の部分」は防火区画し、その区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。 → 192頁	○

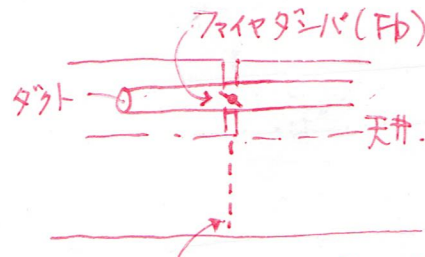
「防火区画」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02062	防火区画	堅穴区画(適用除外)	主要構造部を耐火構造とした共同住宅の住戸で、その階数が3であり床面積の合計が200㎡のものは、当該住戸の階数の部分とその他の部分とを防火区画しなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」について載っており、その条文最後にある「ただし書き及びその「二号」より、「共同住宅の住戸のうちその階数が3以下で、かつ、床面積の合計が200㎡以内であるものにおける吹抜け」となっている部分については、堅穴区画の適用除外となる。」とわかる。ゆえに、問題文の建物の場合、防火区画する必要はない。(この問題は、コード「30063」の類似問題です。)	×
05201	防火区画	接壁	地上5階建ての事務所のみの用途に供する建築物において、防火区画に接する外壁については、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし、床、袖壁等で防火上有効に遮られている場合においては、当該外壁のうちこれらに接する部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなくてもよい。	「令112条16項」に「防火区画に接する外壁(通称:接壁)」について載っており、「防火区画としての壁・床・防火設備等に接する外壁は、接している部分を含み幅90cm以上の部分を準耐火構造としなければならない。ただし、外壁面から50cm以上突出した準耐火構造のひさし等で防火上有効に遮られている場合においては、この限りでない。」とわかる。(この問題は、コード「02063」の類似問題です。) →イ・70cmのゴツ ※防火区画は建物内の火を遮断し、延びてきた火を防止。 外壁開口部から区画と延びてきた火を防止。	○
01062	防火区画	異種用途区画	1階を自動車車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が130㎡)とし、2階及び3階を事務所とする地上3階建ての建築物においては、当該自動車車庫部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。	「令112条18項」に「異種用途区画」について載っており、「法27条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを1時間準耐火基準の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の「130㎡の自動車車庫」は、「別表1」より(イ)欄(六)項特建に該当しないため、法27条に該当する特殊建築物ではない。ゆえに、「事務所の部分」と「自動車車庫の部分」とを防火区画する必要はない。 ↑どこにフォーカス? ↑特建は区画 ・異種用途1h準耐火・特防。	×
04064	防火区画	異種用途区画	1階及び2階を集会場(当該用途に供する部分の各階の客席部分の床面積の合計が1,000㎡)とし、3階以上の階を事務所とする地上10階建ての建築物においては、原則として、当該集会場部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。	「令112条18項」より、「法27条に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを1時間準耐火の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の建築物は「集会場」であり、「別表1」より(イ)欄(一)項特建に該当するため、法27条に該当する特殊建築物とわかる。したがって、「集会場部分」と「事務所部分」とは、異種用途区画しなければならない。(この問題は、コード「30062」の類似問題です。) (金)異種用途区画 1h準耐火・特防	○
01064	防火区画	防火設備	防火区画に用いる防火シャッター等の特定防火設備は、常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものでなければならない。	「令112条19項」より、「防火区画に用いる特定防火設備は、常時閉鎖若しくは作動をした状態にあるか、又は随時閉鎖若しくは作動をできるものでなければならない。」とわかる。問題文は正しい。	○
02061	防火区画	防火設備	地上3階に居室を有する事務所で、主要構造部を耐火構造としたものにおいて、避難階である地上1階から地上3階に通ずる階段の部分とその他の部分との区画に用いる防火設備は、避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。	「令112条11項」に「堅穴区画」について載っており、「主要構造部が準耐火構造以上で、かつ、地階または3階以上の階に居室を有する建物におけるメゾネット部分、吹抜け・階段・昇降路・ダクトスペース等の部分については、その堅穴部分とその他の部分とを準耐火構造の壁・床又は所定の防火設備で区画しなければならない。」とわかる。その防火設備の構造については「令112条19項2号」に載っており、「ロ」より「避難上及び防火上支障のない遮煙性能を有するものでなければならない。」とわかる。(この問題は、コード「21081」「27064」の類似問題です。) 一号・面積区画・高層区画 二号・堅穴区画・異種用途区画(火災原) 火災原・避難 +2項 木造+RC造など	○
30282	防火区画	防火壁	「建築基準法」に基づき、防火地域及び準防火地域以外の区域内における、延べ面積1,800㎡、耐火建築物及び準耐火建築物以外の木造の地上2階建ての図書館については、床面積の合計1,000㎡以内ごとに防火上有効な構造の防火壁又は防火床によって有効に区画しなければならない。	「法26条」に「防火壁」について載っており、「延べ面積が1,000㎡を超える建物は、1,000㎡以内ごとに防火壁又は防火床で区画しなければならない。」とわかる。問題文は正しい。尚、「耐火建築物、準耐火建築物の場合の防火区画」については「令112条」に規定されており、それ以外の建物の防火区画については、この防火壁区画の規定を受ける。そのため、「法26条第一号」において、耐火・準耐火建築物は防火壁区画規定の適用除外となっている。 +2項 木造+RC造など	○
03092	防火区画	防火壁	延べ面積1,500㎡、耐火建築物及び準耐火建築物以外の、木造、地上2階建ての美術館について、防火上有効な構造の防火壁に設ける開口部の幅及び高さを、それぞれ2.5mとし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造であるものを設けた。	「令113条第四号」より、「木造等の建築物の防火壁は、防火壁に設ける開口部の幅及び高さは、それぞれ2.5m以下とし、かつ、これに特定防火設備で所定の構造(令112条19項第一号に規定する構造)であるものを設けること。」とわかる。(この問題は、コード「23082」の類似問題です。) 前号、	○
04062	防火区画	界壁	共同住宅(天井は強化天井でないもの)の各戸の界壁は、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。	「令114条」より「共同住宅(天井は強化天井でないもの)の各戸の界壁は、原則として、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。」とわかる。 天井うでの遮断を防止。	○
28064	防火区画	界壁	準防火地域内において、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての共同住宅の各戸の界壁は、耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。	「令114条」より「共同住宅の各戸の界壁は、原則として、準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。」とわかる。問題文は「耐火構造」とあるため誤り。 「...達せしめなければならない」 文脈・文意に注意。	×

「防火区画」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02064	防火区画	防火間仕切	学校の用途に供する建築物の当該用途に供する部分(天井は強化天井でないもの)については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。	「令114条2項」より「学校の用途に供する建物の当該用途に供する部分(天井は強化天井でないもの)については、原則として、その防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とし、小屋裏又は天井裏に達せしめなければならない。」とわかる。 <i>(17-ド(病室、教寝室など3室100㎡×2室内など))</i>	○
25084	防火区画	風道貫通	共同住宅の用途に供する建築物について、給水管、配電管その他の管が準耐火構造の壁による防火区画を貫通することとなったので、当該管と防火区画との隙間を準不燃材料で埋めた。	「令112条20項」に「給水管、配電管その他の管が防火区画を貫通する場合、当該管と防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めなければならない。」とわかる。問題文は「準不燃材料」とあるため誤り。	×
28094	防火区画	風道貫通	換気設備の風道が準耐火構造の防火区画を貫通する場合において、当該風道に設置すべき特定防火設備については、原則として、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖するものとしなければならない。	「令112条21項」に「換気、暖房、冷房の設備の風道が「準耐火構造の防火区画(令112条20項条文中に規定)」を貫通する場合、貫通する部分又はこれに近接する部分に、所定の性能を有する特定防火設備(法2条第九号の二に規定する防火設備)によって区画すべき準耐火構造の防火区画を貫通する場合には、防火設備」であって、火災により煙が発生した場合又は火災により温度が急激に上昇した場合、自動的に閉鎖することができるもの(一号)、かつ、閉鎖した場合遮煙性能を有するもの(二号)としなければならない。」とわかる。 <i>(タクト(遮煙性能が欠) 延焼)</i>	○
18062	避難安全検証法	異種用途区画	主要構造部を耐火構造とした延べ面積40,000㎡、高さ120m、地上40階建ての共同住宅において、その各階が、階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられた場合の計画に関して、1階にある床面積200㎡の自動車庫と床面積20㎡の管理入室とは、耐火構造の床若しくは壁又は所定の性能を有する特定防火設備で区画した。ただし、全館避難安全性能を有するものであることについては確かめられていないものとする。	「令129条1項」より、「主要構造部が準耐火構造又は、不燃材料で造られた建築物で、階避難安全性能を有するものであることについて①階避難安全検証法により確かめられたもの又は②大臣認定を受けたもののうちのどちらかに該当する場合、一部の規定は適用除外となる。」とわかる。ただし、異種用途区画の規定は適用除外とはならないため問題文は正しい。 <i>階段 全館 面積 × × 高層 × ○ } 適用除外 堅固 × ○ 異種 × ○ 「似た」 な50K.</i>	○
06091	防火区画	無窓居室	一戸建て住宅の窓のない床面積30㎡のシアタールームについて、これを区画する主要構造部を耐火構造とする代わりに、自動火災報知設備を設置した。	「令111条かつ書き」、「告示249号第一号イ、二号へ」より、「窓のない床面積30㎡以内の居室(寝室、宿直室など就寝用を除く。)で、所定の警報設備(自動火災報知設備に限る。)を設けた場合、これを区画する主要構造部を耐火構造とすることを要しない。」とわかる。よって正しい。 <i>(「法35条a3」)</i>	○

※令112条22項
別の建築物とみなす。



防火シールド - 区画と特定防火設備で区画なら、FDと特定防火設備(60分)

区画と防火設備で区画なら、FDと防火設備(20分)

「内装制限」のピックアップ問題

(取扱要領は判断不能)

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
23101	内装制限	特建内装	主要構造部を準耐火構造とし、外壁の開 口部で延焼のおそれのある部分に所定 の防火設備を有する地上2階建ての共同 住宅で、当該用途に供する2階の部分の 床面積の合計が250㎡のものは、内装の 制限を受けない。	「主要構造部を準耐火構造とし、外壁の開 口部で延焼のおそれのある部分に所定 の防火設備を有する」建物は、「準耐火建築物」であり、共 同住宅(「別表1」より(イ)欄(二)項特建に該当)は、「令128条の4第一 号表中の(二)」より、「共同住宅の用途に供する2階の部分の床面積 の合計が300㎡以上」の場合、内装制限を受ける。問題文の「2階の部 分の250㎡」は、内装の制限を受けない。	○ 特建条件。 仕入れ関係ない。2階部分のみ。
30074	内装制限	特建内装	耐火建築物である地上2階建ての劇場に おいて、客席の床面積の合計を500㎡とし たので、客席の壁及び天井の室内に面す る部分の仕上げを、難燃材料とした。	「法35条の2」、「令128条の4第一号表中の(一)」より耐火建築物であ る劇場において、客席の床面積の合計が400㎡以上」の場合、内装制 限を受ける。また「令128条の5第1項第一号」より、「居室の壁及び天 井の室内に面する仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣 が定めた組合せとしなければならない。」とわかる。	○
06093	内装制限	特建内装	耐火建築物である地上2階建ての映画館 において、客席(天井の高さが7m)の床面 積の合計を500㎡としたので、客席の壁及 び天井の室内に面する部分の仕上げを、 難燃材料とした。	「法35条の2」、「令128条の4第一号表中の(一)」より耐火建築物であ る映画館において、客席の床面積の合計が400㎡以上」の場合、内装 制限を受ける。また「令128条の5第1項第一号」より、「居室の壁及び 天井の室内に面する仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大 臣が定めた組合せとしなければならない。」とわかる。(この問題は、 コード「30074」の類似問題です。)	○ 2階・天井。
29071	内装制限	特建内装	主要構造部を耐火構造とした耐火建築物 で、延べ面積3,000㎡、地上3階建ての物 品販売業を営む店舗(当該用途に供する3 階の床面積が1,000㎡)において、当該用 途に供する居室の壁の室内に面する部 分の仕上げを、難燃材料とした。	「令128条の4第一号」より、「表に掲げる特殊建築物は、内装制限が適 用される。」とわかる。問題文の建物は耐火建築物であり、その用途・ 規模より、「表(3)項」に該当する。また、「令128条の5第1項」より、「居 室の壁については、室内に面する部分の仕上げを難燃材料もしくは難 燃材料同等品で大臣が定める材料の組合せとしなければならない。」 とわかる。 ※この質問「3階部分に該当しない?」→天井も。	○ 防火設備はし 注意。
05091	内装制限	特建内装	内装の制限を受ける地上2階建ての有料 老人ホームの居室において、壁及び天井 の室内に面する部分の仕上げを難燃材 料とした。	「令19条」より、「有料老人ホームは、児童福祉施設等に含まれる。」と わかる。また、「児童福祉施設等」は、「令115条の3(類似特建)」、「別 表1」より(イ)欄(二)項特建に該当し、「内装制限」を受ける場合、その 制限内容は「令128条の5第1項」より、「居室の壁及び天井の室内に面 する部分の仕上げを難燃材料もしくは難燃材料同等品で大臣が定め る材料の組合せとしなければならない。」とわかる。よって正しい。(こ の問題は、コード「27084」の類似問題です。)	○ 1項・4項 ↓ 2F部分。 2F部分。 2F部分。
01201	内装制限	特建内装	耐火建築物のホテルで、ホテルの用途に 供する3階以上の部分の床面積の合計が 350㎡である場合、当該用途に供する居 室から地上に通ずる主たる廊下、階段そ の他の通路の壁及び天井の室内に面す る部分の仕上げを準不燃材料ですること ができる。	「令115条の3(類似特建)」「別表1」より「ホテル」は、(イ)欄(二)項特建 に該当し、また、耐火建築物であるため、「令128条の4第一号表中の (二)」より「ホテルの用途に供する3階以上の部分の床面積の合計が 300㎡以上」の場合、内装制限を受ける。ゆえに、問題文の建物には 内装制限が適用される。また、その制限内容は「令128条の5第1項」よ り、「居室から地上に通ずる主たる廊下の壁及び天井の室内に面する 部分の仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定め る材料の組合せとしなければならない。」とわかる。(この問題は、コ ード「22202」の類似問題です。)	○ ※内装の制限を受ける建築物は共通。
29073	内装制限	特建内装	主要構造部を耐火構造とした耐火建築物 で、延べ面積1,200㎡、高さ12m、地上3階 建ての有料老人ホーム(当該用途に供す る3階の床面積が400㎡)において、100㎡ ごとに耐火構造とした床、壁及び所定の 防火設備で区画された3階の居室の天井 の室内に面する部分の仕上げを、不燃材 料、準不燃材料及び難燃材料以外の材 料とした。	「令128条の4第一号」より、「表に掲げる特殊建築物は、内装制限が適 用される。」とわかる。問題文の建物は耐火建築物であり、その用途・ 規模より、「表(2)項」に該当する。「令128条の5第1項」より、「床 面積の合計100㎡以内ごとに準耐火構造の床、壁及び所定の防火 設備で区画されている部分の居室を除く。」とわかる。また同様に、同 条第4項より、規模内装についても、所定の区画されている 部分の居室は除かれる。よって、内装制限の適用を受けない。	○
06094	用語の定義	車庫内装	延べ面積200㎡、平家建ての自動車車庫 において、当該用途に供する部分の壁及 び天井の室内に面する部分の仕上げを、 準不燃材料とした。	「令128条の4第二号」より、「自動車車庫、自動車修理工場である特建 はその床面積にかかわらず内装制限が適用される。」とわかる。また、 その制限内容は「令128条の5第2項」に載っており、「自動車車庫等の 用途に供する部分と地上に通ずる主たる通路部分の壁及び天井の室 内に面する部分の仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で 大臣が定める材料の組合せとしなければならない。」と規定されてい る。(この問題は、コード「24072」の類似問題です。)	○ 準不燃材料と(た)ならXにはならない (Max)
24074	内装制限	地階内装	地階に設ける集会場の客席の壁及び天 井の室内に面する部分の仕上げを、難燃 材料とした。	問題文の「集会場」は「別表1」より(イ)欄(一)項特建である。「令128条 の4第三号」より、「地階の一部を(イ)欄(一)項、(二)項、(四)項特建の 用途として使用する場合」にはその床面積にかかわらず内装制限を受 ける。」とわかる。また、その制限内容は「令128条の5第3項」に載っ ており、「居室と地上に通ずる主たる通路部分の壁及び天井の室内に面 する部分の仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が 定める材料の組合せとしなければならない。」と規定されている。問題 文には「難燃材料とした」とあるため誤り。	×

「内装制限」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
25071	内装制限	適用除外	防火地域及び準防火地域以外の区域内における、延べ面積1,000㎡、地上3階建ての小学校について、主要構造部を耐火構造とし、火を使用しない室の内装は不燃材料に該当しない木材で仕上げた。	「法35条の2」、「令128条の4第2項」より、「階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建物の場合には内装制限を受ける。」とあるが、 <u>かっこ書きより、「学校等の用途に供するものを除く。」とわかる。「学校等」については、「令126条の2第1項第二号」に載っており、問題文の小学校はこれに該当するため、火を使用しない室は内装の制限を受けない。</u> (この問題は、コード「24062」の類似問題です。) <u>・木造の規定も参照。(法35条1(三)項)</u>	○ ↓ 学校に限り 令115条a3とは別!
05092	内装制限	規模内装	耐火建築物である延べ面積750㎡、地上3階建ての図書館において、3階部分にあるレファレンスルームの壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。	「法35条の2」、「令128条の4第2項」より「階数が3以上で延べ面積が500㎡を超える建物の場合には内装制限を受ける(規模条件)。」とわかる。 <u>問題文の建物はこれに該当する。</u> 一方、「令128条の4第1項(特建条件)」には該当しない。よって、その仕上げの規定「令128条の5」については、「1項(特建内装)」ではなく、「4項(規模内装)」が適用され、「階数が3で延べ面積が500㎡を超える建物の場合、その居室の壁および天井の室内に面する仕上げを難燃材料とすることができる。」とわかる。(この問題は、コード「18084」「24071」「30073」「03073」の類似問題です。) <u>令128条の4 法35条1(三) → 1項 特建条件 学校等に該当しない → 2項 (規模条件)</u> <u>令128条a5 ×1項 3F天井は難燃材料</u> <u>4項 3F天井は難燃材料OK</u>	○
05094	内装制限	規模内装	内装の制限を受ける地上2階建ての病院において、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。	「法35条の2」、「令128条の4」より、内装制限を受ける建築物における制限内容は「令128条の5」に載っており、「1項又は4項」に該当する場合、「その居室から地上に通ずる主たる廊下等の壁および天井の室内に面する仕上げを準不燃材料もしくは準不燃材料同等品で大臣が定めた組合わせとしなければならない。」とわかる。問題文は「難燃材料とした」とあるため誤り。(この問題は、コード「27082」の類似問題です。) <u>内装の制限を受ける。 → 何の材料か不明で。</u> <u>受ける廊下は、準不燃、受けない天井は難燃材料でOK</u>	×
01072	内装制限	火器内装	延べ面積200㎡、地上3階建ての一戸建ての住宅(主要構造部を耐火構造とした耐火建築物)において、1階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。	「法35条の2」、「令128条の4第4項」より、「①階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は、②住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で、調理室等の火を使用する設備を設けたものには内装制限が適用される。(通称:火器内装)」とわかる。ただし、そこにカッコ書きで「主要構造部を耐火構造とした建物の場合は適用除外となる。」とあるため、仕上げを「不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料」とすることができる。 	○
23102	内装制限	火器内装	主要構造部を準耐火構造とした地上2階建ての住宅で、2階における台所(火を使用する器具を設けたもの)は、内装の制限を受けない。	「法35条の2」、「令128条の4第4項」より、「①階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は、②住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で、調理室等の火を使用する設備を設けたものには内装制限が適用される。(通称:火器内装)」とわかる(尚、①、②ともに、主要構造部が耐火構造の場合は、適用除外となる)。問題文の建物の主要構造部は準耐火構造であるが、「地上2階建て住宅の2階(最上階)にある台所」であるため内装制限を受けない。	○
05093	内装制限	火器内装	主要構造部を耐火構造とした延べ面積300㎡、地上3階建ての事務所兼用住宅において、2階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。	「法35条の2」、「令128条の4第4項」より、「①階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は、②住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で、調理室等の火を使用する設備を設けたものには内装制限が適用される。(通称:火器内装)」とわかる。ただし、そこにカッコ書きで「主要構造部を耐火構造とした建物の場合は適用除外となる。」とあるため、仕上げを「不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料」とすることができる。	○
01071	内装制限	火器内装	物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物(主要構造部を耐火構造とした耐火建築物)の用途を変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする場合に、その調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。	「法35条の2」、「令128条の4第4項」より、「①階数が2以上の住宅の最上階以外の階又は、②住宅以外の建物のうちのどちらかに該当する場合で、調理室等の火を使用する設備を設けたもの(=内装制限を受ける調理室等)には内装制限が適用される。(通称:火器内装)」とわかる。尚、①、②ともに、主要構造部が耐火構造の場合は、適用除外となるため、問題文のように「主要構造部を耐火構造」とした場合、内装制限を受けない。よって正しい。(この問題は、コード「27083」の類似問題です。)	○
26082	避難安全検証法	規模内装	地上2階建てで、2階の部分の床面積が500㎡で2階に患者の収容施設がある診療所において、2階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめたので、内装の制限を受ける調理室等以外の2階の室は難燃材料以外の木材で仕上げた。	「令129条」より、「主要構造部が準耐火構造又は、不燃材料で造られた建築物で、階避難安全性能を有するものであることについて①階避難安全検証法により確かめられたもの又は②大臣認定を受けたもののうちのどちらかに該当する場合、令128条の4第一号表に該当する特建に適用される内装制限(令128条の5第1項)」の規定は適用除外となる。」とわかる。 <u>廊下・天井も適用除外(階段は除外)</u>	○

※試験中は、本文読解に10分以内、トントン時間経過してしまふ。頻出の本文は構成を暗記。